予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:消防費 目:消防指導費

事業名 消防団加入促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 企画係 電話番号: 058-272-1111 (内 2471)

E-mail: c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 43,000 千円 (前年度予算額: 46,860 千円)

<財源内訳>

| | | | | 財 | 源 | 内 | 訴 | 1 | | | |
|-----|--------|-----|-----|-----|----|-----|-----|---|---|-----|-----|
| 区分 | 事業費 | 国 庫 | 分担金 | 使用料 | 財産 | 寄附金 | その他 | 県 | 債 | _ | 般 |
| | | 支出金 | 負担金 | 手数料 | 収入 | | | | | 財 | 源 |
| 前年度 | 46,860 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 46, | 860 |
| 要求額 | 43,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 43, | 000 |
| 決定額 | | | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・平成25年12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化 に関する法律」(以下、「消防団等充実強化法」という。)が公布施行され、 これを契機として、国及び地方公共団体には、消防団への加入促進等に 取り組むことが求められている。
- ・平成26年度以前の県内消防団員数は、全国と同様に減少傾向にあり、 平成26年度には、条例定数に対する消防団員充足率が過去最低の92. 6%となった。
- ・こうした状況を踏まえ、本県では、団員の加入促進に向けた消防団の取組みを支援するため、平成27年度から当事業を実施している。
- ・当事業を開始した平成27年度から平成29年度までの3年間は、県内 の消防団員数は増加傾向にあったが、平成30年度からは再び減少して いる。
- ・ここ2年間消防団員数が減少した原因の一つとして、高齢により退団する団員が増加する一方、団員の担い手となる若者人口が減少していることや、地域活動参加に対する考え方の変化により、退団者の補充が追い付かなかったこと等が考えられる。
- ・また、県内44消防団のうち、市町村条例で定める団員定数を満たせていない消防団が37団と8割を超えているのが現状である。
- ・このような中、本県は消防団等充実強化法に基づいて引き続き消防団へ の加入促進に取り組む必要があり、本事業により各消防団への消防団員 の加入を積極的に支援していく。

(2) 事業内容

・住民への勧誘活動を行っている消防団を直接支援するため、消防団員の入 団者数や純増数に応じて消防団へ活動支援金を交付するもの。

【制度概要】

| 口抽 | R5.4.1 充足率 98.0% | | | | |
|------|---------------------|--|--|--|--|
| 目標 | 総合戦略目標値 | | | | |
| 現状 | 充足率 91.0% (R2.4 現在) | | | | |
| 期間 | 令和2年度~令和5年度 | | | | |
| 交付単価 | 純増分:1人につき30千円 | | | | |
| 人门中間 | 入替分:1人につき20千円 | | | | |
| 方法 | 岐阜県消防協会を通じて消防団へ交付 | | | | |

(3) 県負担の考え方

市町村における消防団員確保のための支援策として実施(県負担)。

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 | | |
|------|--------|---------------|--|--|
| 補助金 | 43,000 | 消防団への活動支援金の交付 | | |
| 合計 | 43,000 | | | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

- ・消防組織法では、「市町村消防の原則」の観点から、団員確保を含め、消防団の管理運営は市町村の責務であるとされ、県は「市町村の消防が十分に行われるよう」補完的に協力するとされている。
- ・しかし、平成25年12月に「消防団等充実強化法」が公布施行され、地方公共団体は消防団への積極的な加入が促進されるように必要な措置を講ずることとされた。
- ・県内の消防団員数については、平成26年度までは全国と同様に減少傾向にあり、平成26年度の条例定数に対する消防団員充足率はこれまでの過去最低の92.6%まで減少し、さらに令和2年度では91.0%と過去最低記録を更新した。
- ・以上のことから、地方公共団体である県は、市町村と連携して消防団への 加入を促進していくことが妥当である。

県単独補助金事業評価調書

□ 新規要求事業 ■ 継続要求事業

| 補助事業名 | 岐阜県消防団加入促進交付金交付事業 |
|------------|--------------------------|
| 補助事業者 (団体) | 一般財団法人岐阜県消防協会 |
| | (理由)他の地方協会を総括しているのが当協会であ |
| | り、他に類似の団体がない。 |
| 補助事業の概要 | (目的)減少傾向にある県内消防団員数を増加させる |
| | ため、新入団員の加入を促進し、地域防災力の向上を |
| | 図る。 |
| | (内容)県消防協会が実施する消防団員の加入促進を |
| | 目的とする事業に対して交付金を交付し、同協会を通 |
| | じて消防団が行う消防団員確保の活動等を支援する。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・その他 |
| | (内容) |
| | 純増分:1人につき 30,000円 |
| | 入替分:1人につき 20,000円 |
| | (理由) |
| | 退団した団員の補充である入替分は2万円とし、さら |
| | に純増分については1万円のインセンティブを設け |
| | る |
| 補助効果 | ・新入団員の加入促進による消防力の強化 |
| | ・活動の活性化 |
| 終期の設定 | 終期 令和5年度 |
| | (理由)総合戦略目標値である令和5年4月1日の充 |
| | 足率98.0%を達成するために、終期を令 |
| | 和5年度とする。 |

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

県内消防団員数の増加を図り、市町村条例で定める消防団員の定数を満た す消防団が増加するよう支援する。

次期総合戦略目標値である令和5年4月1日の充足率 98.0%を目標とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 七 捶 夕 | 事業開始前 | 目標 | 目標 | |
|-----------------------|----------|---------|-------|--|
| 指標名 | (H26 年度) | (R3 年度) | (終期) | |
| ①消防団員の条例定数に対する充足 率 | 92.6% | 95.0% | 98.0% | |

| | H29 年度 H30 年度 | | R 元年度 | R2年度 | R3 年度 (要求) | |
|----------|---------------|--------------|--------------|-----------|---------------|--|
| 補助金交付 | 40,025 千円 | 23,870 千円 | 23,870 千円 | (予算額) | (要求額) | |
| 実績 | 40,020 1 | 23,010] | 25,010] | 46,860 千円 | 43,000 千円 | |
| 指標①目標 | 98.0% | 98.0% | 98.0% | 98.0% | 98.0% | |
| 指標①実績 | 95.0% | 93.8% | 92.9% | 91.0% | | |
| 指標①達成率 | 96.9% | 95.7% | 94.8% | 92.9% | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

90.4%

(前年度の成果)

(全国充足率)

R2 年度は、R1 年度より消防団員数が 580 人減少し、充足率が 1.9 ポイント減少した。

91.3%

H28 年度: 193 人増加 0.9 ポイント増加 H29 年度: 246 人増加 1.4 ポイント増加 H30 年度: 261 人減少 1.2 ポイント減少 R1年度: 214 人減少 0.9 ポイント減少 R2年度: 580 人減少 1.9 ポイント減少

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

91.9%

- ・当事業を開始した平成27年度から平成29年度までの3年間は、県内の消防団員数は増加傾向にあったが、平成30年度からは再び減少している。
- ・ここ3年間消防団員数が減少した原因の一つとして、高齢により退団する団員が増加する一方、団員の担い手となる若者人口が減少していることや、地域活動参加に対する考え方の変化により、退団者の補充が追い付かなかったことが考えられる。
- ・また、県内44消防団のうち、市町村条例で定める団員定数を満たせていない消防団が37団と8割を超えているのが現状である。
- ・このような中、本県は消防団等充実強化法に基づいて引き続き消防団 への加入促進に取り組む必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○:必要性が高い、△:必要性が低い

(評価)

0

- ・平成25年12月に「消防団等充実強化法」が公布施行され、 地方公共団体は消防団への積極的な加入が促進されるように必 要な措置を講ずることとされた。
- ・県内の消防団員数については、平成26年度までは全国と同様に減少傾向にあり、これまでの最低であった平成26年度の条例定数に対する消防団員充足率はさらに下回る過去最低の91.0%まで減少した。
- ・地方公共団体である県は、消防団等充実強化法に基づいて、市 町村と連携して消防団への加入を促進していく必要がある。
- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

Δ

- ・当事業を開始した平成27年度から平成29年度までの3年間は、県内の消防団員数及び充足率が増加した。
- ・平成30年度からは減少しているが、全国の消防団員数が平成27年度以降減少の一途をたどっていること、また、本県の20~30歳台の人口が減少の一途をたどっていることから比較すると、県内の消防団員の新規入団者獲得の下支えとなっており、一定の効果が得られている。
- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている、△:向上の余地がある

(評価) O

・県内の消防団のニーズに合わせて、随時補助内容の見直しを実施しており、効率化を図った。

H30:純增分5万円 入替分1万円

R1:純增分3万円 入替分2万円

(事業の見直し検討)

・本事業に対する各消防団からの評価は非常に高く、引き続き現行の単価による事業を継続するよう希望されていることから、引き続き現行制度を継続していく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)市町村条例で定める団員定数を満たしていない消防団が44のうち 37と8割を超えていることから、必要な見直しを行い、引続き積 極的に加入促進を支援していく必要がある。